

# 情報提供・相談支援部会からの新整備指針 へ向けた提案の反映状況

「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和4年8月1日発出）

## <参考資料>

- がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針および次期基本計画策定に向けて：緩和ケアおよび相談支援・情報提供の機能の充実に関する提案書 [https://ganjoho.jp/med\\_pro/liaison\\_council/activity/20220405/index.html](https://ganjoho.jp/med_pro/liaison_council/activity/20220405/index.html)
- がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針および次期基本計画策定に向けて：相談支援および情報提供の機能の充実に関する提案書（案） [https://ganjoho.jp/med\\_pro/liaison\\_council/bukai/teian/index.html](https://ganjoho.jp/med_pro/liaison_council/bukai/teian/index.html)

# 全体の提案書のポイント

## 3) がん相談支援センターの理念と目標の明記

拠点病院に設置されたがん相談支援センターは、すべての患者、家族、地域住民が利用できるがんに関する情報提供拠点としての役割を担っています。またがん患者や家族等の心配、悩み等の軽減と安心して暮らせる社会の構築に貢献するため、下記に示すような目標と、それらに対応した行動指針と指標を整備していくことが、がん相談支援センターが真に患者、家族、地域住民から求められる役割を果たすために重要であると考えます。

<拠点病院における相談支援と情報提供機能の充実を目指す目標>

1. がん診療連携拠点病院としてすべてのスタッフが、患者や家族等の不安や困りごとに気づき、必要な情報提供や支援を行い、必要時には、がん相談支援センターにつなげられるようになることを目指す。
2. 患者や家族等のがんによる不安や困りごとに適切に対応できるよう相談支援の場を利用しやすくするとともに、適切な支援につながることを目指す。
3. 患者や家族などの相談者が安心して利用できるよう、公平で、中立な相談の場を確保し、患者や家族などの相談者が、科学的根拠に基づく信頼できる情報等をもとに、(その人なりの)意思決定ができる体制を整備する。
4. 質の高い相談支援を提供する体制を整備する。
5. がんになっても安心して暮らせるよう、地域の関係者らと協力して、社会にがんに関する適切な理解を促すことを目指す。

【指定要件案】 II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

## 5 相談支援および情報の収集提供

### (1) がん相談支援センター

相談支援を行う機能を有する部門・・・を設置し、①から⑧の体制を確保した上で、がん患者や家族等が持つ医療や療養等の課題に関して、**病院を挙げて全人的な相談支援を行うこと**。必要に応じてオンラインでの相談を受け付けるなど、情報通信技術等も活用すること。また、コミュニケーションに配慮が必要な者や、日本語を母国語としていない等の場合の配慮を適切に実施できる体制を確保すること。

【反映】

# 1. 都道府県がん診療連携協議会が果たすべき役割について (都道府県内の情報集約機能の強化)

## 【提案1】

都道府県協議会の情報集約・公開・更新の役割を強化し、行政と協力の下、**都道府県内全ての拠点病院が、病院をあげて診療等の対応状況について情報の集約に協力する仕組みを作る**ことが必要である。

## 【指定要件】 I がん診療連携拠点病院等の指定について

3 (2) 都道府県全体のがん医療等の質の向上のため、次に掲げる事項を行い、都道府県内のどこに住んでいても適切な診断や治療にスムーズにアクセスできる体制を確保すること。

① 地域の実状に応じて、以下のアからケを参考に医療機関間の連携が必要な医療等について、都道府県内の各拠点病院等及び他のがん診療を担う医療機関における役割分担を整理・明確化し、**その内容を関係者間で共有するとともに広く周知すること。**

ア 一部の限定的な医療機関でのみ実施される薬物療法

イ 集約化することにより予後の改善が見込める手術療法

ウ 強度変調放射線療法や密封小線源療法、専用治療病室を要する核医学治療等の放射線治療、高度で特殊な画像下治療（IVR）

エ 緩和ケアセンター、緩和ケア病棟、ホスピス、神経ブロック、緊急緩和放射線治療等の緩和医療

オ 分野別に希少がん・難治がんの対応を行う体制

カ 小児がんの長期フォローアップを行う体制

キ AYA世代（注1）のがんの支援体制

ク がん・生殖医療（別途実施されている「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」におけるがん・生殖医療ネットワークと協働して実施。）

ケ がんゲノム医療

## 【反映】

# 1. 都道府県がん診療連携協議会が果たすべき役割について (都道府県内の役割分担・連携構築機能の強化)

## 【提案2】

症例が少ない相談（小児・AYA、希少がん等）の対応や情報提供について、都道府県協議会主導の下で**役割分担や連携構築についての議論を進め、情報公開**することが求められる。

## 【指定要件】 I がん診療連携拠点病院等の指定について

3 (2) 都道府県全体のがん医療等の質の向上のため、次に掲げる事項を行い、都道府県内のどこに住んでいても適切な診断や治療にスムーズにアクセスできる体制を確保すること。

① 地域の実状に応じて、以下のアからケを参考に医療機関間の連携が必要な医療等について、都道府県内の各拠点病院等及び他のがん診療を担う医療機関における役割分担を整理・明確化し、その内容を関係者間で共有するとともに**広く周知すること。**

ア 一部の限定的な医療機関でのみ実施される薬物療法

イ 集約化することにより予後の改善が見込める手術療法

ウ 強度変調放射線療法や密封小線源療法、専用治療病室を要する核医学治療等の放射線治療、高度で特殊な画像下治療（IVR）

エ 緩和ケアセンター、緩和ケア病棟、ホスピス、神経ブロック、緊急緩和放射線治療等の緩和医療

オ 分野別に希少がん・難治がんの対応を行う体制

カ 小児がんの長期フォローアップを行う体制

キ AYA世代（注1）のがんの支援体制

ク がん・生殖医療（別途実施されている「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」におけるがん・生殖医療ネットワークと協働して実施。）

ケ がんゲノム医療

## 【反映】

# 1. 都道府県がん診療連携協議会が果たすべき役割について (患者団体と拠点病院をつなぐコーディネート機能の強化)

## 【提案3】

ピアサポーター・患者支援団体と各拠点病院を円滑につなぐため、各拠点病院ではなく、都道府県単位の取り組みとして都道府県協議会等がコーディネート機能を担うことが求められる。

## 【指定要件】 I がん診療連携拠点病院等の指定について

3 都道府県の全ての拠点病院等は、協働して都道府県協議会を設置し、都道府県拠点病院は中心的な役割を担うとともに、他の拠点病院等は都道府県協議会の運営に主体的に参画すること。また、拠点病院等の他、地域におけるがん医療を担う者、行政、患者団体等の関係団体にも積極的な関与を求めること。

## II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

### 1 都道府県協議会における役割

各都道府県の他の拠点病院等と協働して都道府県協議会を設置し、その運営に主体的に参画すること。その際、各医療圏におけるがん医療の質を向上させるため、当該医療圏を代表して協議会の運営にあたるとともに、協議会の方針に沿って各医療圏におけるがん医療が適切に提供されるよう努めること。

### 2 診療体制

#### ④ 地域連携の推進体制

ク 都道府県や地域の患者会等と連携を図り、患者会等の求めに応じてピア・サポート（注10）の質の向上に対する支援等に取り組むこと。

【コーディネート機能の明言まではないが（ほぼ反映）】

# 1. 都道府県がん診療連携協議会が果たすべき役割について (一般の方向けがん情報周知機能の強化)

## 【提案4】

地域住民へ向けた正しいがんの知識の周知については、都道府県協議会主導の下で行政機関等との協議・調整を行うことで、個々の機関での調整の負担を低減させることが求められる。

## 【指定要件】 I がん診療連携拠点病院等の指定について

3 都道府県の全ての拠点病院等は、協働して都道府県協議会を設置し、都道府県拠点病院は中心的な役割を担うとともに、他の拠点病院等は都道府県協議会の運営に主体的に参画すること。また、拠点病院等の他、地域におけるがん医療を担う者、行政、患者団体等の関係団体にも積極的な関与を求めること。

## II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

### 1 都道府県協議会における役割

各都道府県の他の拠点病院等と協働して都道府県協議会を設置し、その運営に主体的に参画すること。その際、各医療圏におけるがん医療の質を向上させるため、当該医療圏を代表して協議会の運営にあたりるとともに、協議会の方針に沿って各医療圏におけるがん医療が適切に提供されるよう努めること。

### 5 相談支援および情報の収集提供

#### (3) 情報提供・普及啓発

⑥ がん教育について、当該医療圏における学校や職域より依頼があった際には、外部講師として診療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めること。なお、がん教育を実施するに当たっては、当事者である場合や、身近にがん患者を持つ場合があることに留意し、特に児童・生徒を中心に、対象者へ十分な配慮を行うこと。

【行政等との協議・調整（反映）、個々の機関の調整の負担低減（反映なし）】

## 2. 拠点病院が果たすべき役割について (診断後早期に知るべき情報を確実に伝えるための体制整備)

### 【提案 5】

診断後早期に知るべき情報を確実に伝えるための体制整備については、一部門や一職種のみでの対応は困難であり、**病院をあげての協力、役割分担と連携体制の構築**が必要である。

【指定要件】 II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

### 5 相談支援及び情報の収集提供

#### (1) がん相談支援センター

④ 相談支援センターについて周知するため、以下の体制を整備すること。

ア **外来初診時から治療開始までを目処に、がん患者及びその家族が必ず一度は相談支援センターを訪問（必ずしも具体的な相談を伴わない、場所等の確認も含む）することができる体制を整備することが望ましい（\*）。**

⑥ **患者からの相談に対し、必要に応じて速やかに院内の診療従事者が対応できるよう、病院長もしくはそれに準じる者が統括するなど、相談支援センターと院内の診療従事者が協働する体制を整備すること。**

### 【反映】

## 2. 拠点病院が果たすべき役割について (病院全体で患者・家族支援に取り組む体制の整備)

### 【提案6】

苦痛や困難を抱える患者・家族を支援につなぐために、病院をあげてスクリーニングと患者・家族支援に取り組むこと、がん診療に携わる院内全職員が、時事変化するがん対策に関わる支援情報を学ぶ機会（院内教育等）を年1回以上設けることについて整備指針に明記することが必要である。

【指定要件】 II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

#### 4 人材育成

(6) 自施設の診療従事者等に、がん対策の目的や意義、がん患者やその家族が利用できる制度や関係機関との連携体制、自施設で提供している診療・患者支援の体制について学ぶ機会を年1回以上確保していること。なお、自施設のがん診療に携わる全ての診療従事者が受講していることが望ましい。

#### 5 相談支援及び情報の収集提供

##### (1) がん相談支援センター

④ 相談支援センターについて周知するため、以下の体制を整備すること。

イ 治療に備えた事前の面談や準備のフローに組み込む等、診療の経過の中で患者が必要とするときに確実に利用できるよう繰り返し案内を行うこと。

### 【反映】

## 2. 拠点病院が果たすべき役割について (がん相談支援センター周知体制の整備/医療者向け)

### 【提案7】

がん相談支援センターの利用促進のために、**病院管理者を含むすべての医療者が**、がん相談をだれでも安心して利用できるよう、**がん相談支援センターの理念や基本姿勢、対応内容を知ることが必要**であり、**医療者がこれらを学ぶ機会（院内教育等）を年1回以上に設けることについて整備指針に明記**することが必要である。

### 【指定要件】 II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

#### 4 人材育成

(6) **自施設の診療従事者等に、がん対策の目的や意義、がん患者やその家族が利用できる制度や関係機関との連携体制、自施設で提供している診療・患者支援の体制について学ぶ機会を年1回以上確保していること。なお、自施設のがん診療に携わる全ての診療従事者が受講していることが望ましい。**

### 【反映】

## 2. 拠点病院が果たすべき役割について (がん相談支援センター周知体制の整備/患者・家族向け)

### 【提案8】

全ての患者や家族が、がん相談支援センターの存在（場所・連絡先・どのような相談に対応可能か）を認識できるよう、**診断後早期にがん相談支援センターを紹介する体制を整備**することが求められる。

そのためには**「主治医が」利用を勧めることができる体制について、病院をあげて整備することの重要性が整備指針に記載される必要がある。**

### 【指定要件】 II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

#### 5 相談支援及び情報の収集提供

##### (1) がん相談支援センター

④ 相談支援センターについて周知するため、以下の体制を整備すること。

ア **外来初診時から治療開始までを目処に、がん患者及びその家族が必ず一度は相談支援センターを訪問（必ずしも具体的な相談を伴わない、場所等の確認も含む）することができる体制を整備することが望ましい（\*）。**

イ 治療に備えた事前の面談や準備のフローに組み込む等、診療の経過の中で患者が必要とするときに確実に利用できるよう繰り返し案内を行うこと。

#### 4 人材育成

(6) **自施設の診療従事者等に、がん対策の目的や意義、がん患者やその家族が利用できる制度や関係機関との連携体制、自施設で提供している診療・患者支援の体制について学ぶ機会を年1回以上確保していること。**なお、**自施設のがん診療に携わる全ての診療従事者が受講していることが望ましい。**

### 【「主治医」の明言はないが（ほぼ反映）】

## 2. 拠点病院が果たすべき役割について (人材配置の充実/相談員の増員・複数職種配置)

### 【提案9】

現状のがん相談支援センターの業務量の増加・業務内容の専門化、加えて相談対応の質の担保・持続可能性の観点から、都道府県拠点病院および地域拠点病院（高度型）では専従3人以上、地域拠点病院（除く高度型）では専従2人と専任1人以上、地域がん診療病院では専従2人以上の相談員を配置すること。多様な業務に対応できる体制を整える観点から、相談員のうち1名は看護師、もう1名は社会福祉士・精神保健福祉士の資格保有者とすることを整備指針に明記することが必要である。

### 【指定要件】

#### II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について> 5 相談支援および情報の収集提供> (1) がん相談支援センター

① 国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員基礎研修（1）～（3）を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置すること。なお、当該相談支援に携わる者のうち1名は、社会福祉士であることが望ましい。

#### IV 都道府県がん診療連携拠点病院の指定について> 2 都道府県における相談支援機能強化に向けた要件

（2）相談支援センターに国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員基礎研修（1）～（3）を修了した専従の相談支援に携わる者を2人以上配置することが望ましい（\*）。また、相談支援に携わる者のうち、少なくとも1人は国立がん研究センターによる相談員指導者研修を修了していること。

#### V 地域がん診療病院の指定について> 5 相談支援および情報の収集提供> (1) がん相談支援センター

① 国立がん研究センターがん対策研究所によるがん相談支援センター相談員研修を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者を1人ずつ配置すること。当該者のうち、1名は相談員基礎研修（1）、（2）を、もう1名は基礎研修（1）から（3）を修了していること。

【（\*）は次期の指定要件の改定で必須化を念頭においており（一部反映）、社会福祉士（反映）】

## 2. 拠点病院が果たすべき役割について (人材配置の充実/医師の配置)

### 【提案10】

専門性が高い相談内容、医療的判断を伴う内容に適切に対応するため、がん診療に関わる診療科の医師（兼任可）を1名配置することを整備指針に明記することが必要である。

病院長を先頭に、がん診療に関わる全診療科の医師が協力する体制を構築することも併せて整備指針に記載する必要がある。

### 【指定要件】 II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

#### 5 相談支援及び情報の収集提供

##### (1) がん相談支援センター

⑥ 患者からの相談に対し、必要に応じて速やかに院内の診療従事者が対応できるよう、病院長もしくはそれに準じる者が統括するなど、相談支援センターと院内の診療従事者が協働する体制を整備すること。

【病院長もしくはそれに準じる者が統括するとして（反映）、医師の協力体制（反映）】

## 2. 拠点病院が果たすべき役割について (人材配置の充実/事務職の配置)

### 【提案 1 1】

相談員が相談員でなければできない業務に専念できるよう、都道府県拠点病院および地域拠点病院（高度型）では2人以上、地域拠点病院（除く高度型）および地域がん診療病院では1人以上の事務職を配置すること。

がん相談支援センターの上部組織（がん診療センター等）に配置されている事務職が、がん相談支援センターの事務を兼務する形を認める。

がん診療センター等との兼任でない場合には、専従であることが望ましい。

WEB会議システムの操作に慣れている事務を配置することを整備指針に明記することが必要である。

### 【指定要件】

なし

### 【事務職配置（反映なし）】

## 2. 拠点病院が果たすべき役割について (相談の質を担保するための機会提供や環境整備)

### 【提案12】

がん相談支援センターで提供する支援の質を担保するため、相談員の研修修了要件を定期的な知識更新を要する形に変更すること、また対応の質の向上につなげるため正確な情報支援や相談対応のモニタリングを行うために必要となる資材（診療ガイドライン、相談対応を録音するための機材等）購入の必要性まで具体的に整備指針に明記されることが必要である。

【指定要件】 II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

#### 5 相談支援及び情報の収集提供

(1) がん相談支援センター

② 相談支援に携わる者は、対応の質の向上のために、がん相談支援センター相談員研修等により定期的に知識の更新に努めること。

【定期的な知識の更新（反映）、資材購入（反映なし）】

### 3. 国の都道府県拠点病院連絡協議会の役割について

#### 【提案13】

国の都道府県拠点病院連絡協議会で情報や連携構築すべき範囲を検討し、そこでコンセンサスを得たものを随時各都道府県協議会や各拠点病院において情報集約・連携構築し、患者家族向けに情報提供することで、国内でのがん相談支援や情報提供の水準をあげつつ、社会状況に応じた相談支援や情報提供に柔軟かつ迅速につなげる等の取り組みが必要である。

#### 【指定要件】 I がん診療連携拠点病院等の指定について

3(2) 都道府県全体のがん医療等の質の向上のため、次に掲げる事項を行い、都道府県内のどこに住んでいても適切な診断や治療にスムーズにアクセスできる体制を確保すること。

① 地域の実状に応じて、以下のアからケを参考に医療機関間の連携が必要な医療等について、都道府県内の各拠点病院等及び他のがん診療を担う医療機関における役割分担を整理・明確化し、その内容を関係者間で共有するとともに広く周知すること。

#### II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

##### 2 診療体制

##### (1) 診療機能

##### ④ 地域連携の推進体制

ウ 当該医療圏内のがん診療に関する情報を集約し、当該圏域内の医療機関やがん患者等に対し、情報提供を行うこと。

#### 【反映】

## 4. 整備指針の構成について (ロジックモデルを活用した整備指針の構成)

### 【提案 1 4】

がん対策の目標に即して拠点病院の体制整備を行うためには、情報提供・相談支援で何を目指し（目的・目標）、そのために何をするか（整備する体制や実施事項）や達成状況の測定（評価指標）の必要性が、整備指針に明確に示される必要がある。

【指定要件】 II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

#### 5 相談支援及び情報の収集提供

##### (1) がん相談支援センター

④ 相談支援センターについて周知するため、以下の体制を整備すること。

オ 相談支援センターを初めて訪れた者の数を把握し、認知度の継続的な改善に努めること。

#### 7 医療の質の改善の取組及び安全管理

(1) 自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じること。なお、その際には Quality Indicator を利用するなどして、P D C A サイクルが確保できるよう工夫をすること。

### 【反映】

## 4. 整備指針の構成について (都道府県協議会に関する事項の記載方法)

### 【提案 1 5】

都道府県協議会が果たすべき役割がますます重要になっていることから、整備指針上の都道府県協議会に関する事項（果たすべき役割、取り組むべき事項、協議会構成員の責務等）については、都道府県拠点病院の指定要件とは別建てで、明確に記載される必要がある。

【指定要件】 II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

#### 1 都道府県協議会における役割

各都道府県の他の拠点病院等と協働して都道府県協議会を設置し、その運営に主体的に参画すること。その際、各医療圏におけるがん医療の質を向上させるため、当該医療圏を代表して協議会の運営にあたりるとともに、協議会の方針に沿って各医療圏におけるがん医療が適切に提供されるよう努めること。

【反映】

## 5. 拠点病院の整備に要する予算措置

求められる機能を充足させるためには、人員配置を含め、相応の財源が必要となります。必要な機能を果たしていくために必要な予算が手当される枠組みを設けていただくことをお願いいたします。

【直接整備指針上に書かれる内容ではなく（反映なし）】

## 6. 第4期がん対策推進基本計画に関わる事項

### 【提案 1 6】

その他、基本計画に関わる事項として、拠点病院の整備をはじめとする**医療の範囲では対応が困難なもの**も多い。

法務をはじめとする他分野との協働や社会教育分野等の連携も必要となるものも多く、**他分野との連携も想定において、相談支援や情報提供の充実**が図られる必要がある。

拠点病院として、これら解決が難しい課題が起きている状況の**情報を集約し、都道府県や国の協議会等を通して速やかに国の専門委員会等とも共有をはかる**ことが求められる。

### 【指定要件 案】

基本計画への提案のため、 **非該当**